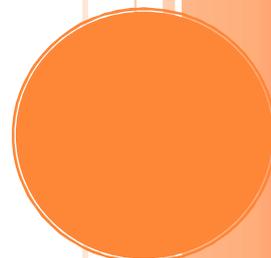


大規模自然災害に対する私立大学間の 協力・連携のあり方について

平成25年3月

一般社団法人日本私立大学連盟
インテリジェンスセンター
政策研究部門会議



〔目 次〕

はじめに

．私立大学間の協力・連携に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1．危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2．学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3．地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・	6
．私立大学間の協力・連携に向けた連盟の役割・・・・・・・・	9
1．国等への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2．私立大学間の協力・連携のための支援・・・・・・・・	10
．災害対策の危機管理体制構築に向けて・・・・・・・・	13
1．災害対策の危機管理体制チェックリストの利用に当たって	13
2．災害対策の危機管理体制チェックリスト（構成図）	14
3．災害対策の危機管理体制チェックリスト	15
参考事例 加盟大学の災害対策危機管理マニュアル等・・・・・・・・	22
(1) 防災業務計画等（石巻専修大学）	
石巻専修大学防災業務計画	
石巻専修大学災害対応マニュアル	
(2) 対応マニュアル	
早稲田大学	
宮城学院	
インテリジェンスセンター政策研究部門会議 委員名簿	

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の社会・経済に計りしれない影響を与え続けています。同時に、私たちには、この大災害をどのように捉え、そこから何を学ぶべきなのかが問われています。

日常的に学生、教職員、保護者、大学病院の医師や患者等、多くの人が集う大学は、大規模自然災害発生時において、それらの方々の生命と安全の確保を最優先にすべきことは言うまでもありません。その一方、東日本大震災において明らかになったように、大学は、地域の災害復旧対策拠点として重要な役割を社会から期待されています。

危機管理体制の構築に向けては、個々の大学が自らの努力によって、被害を最小限に防ぐための事前準備をしておくことが重要です。そのうえで、本報告書は、今後起こり得る広範囲にわたる直下型大震災を想定し、私立大学間の、あるいは地域社会との協力・連携により防災対策を強化するための効果的な方策を提案しました。大学における安全を確保し、その機能を維持するための「危機管理」をはじめ、学生の修学環境を継続するための「学生支援」、大学が地域の復旧・復興を支援する「地域貢献」について、それぞれの私立大学間あるいは地域で協力・連携すべき事項を取り上げました。

また、これらの私立大学間の協力・連携を推進し、中心的機能を担うことが期待される私立大学連盟の役割についても言及しました。併せて、各大学において実務的に活用いただけるよう、危機管理体制を整備するために必要な項目をチェックリストとして掲載しました。

私立大学は、わが国の高等教育機関に学ぶ学生の7割以上を擁し、地域社会との密接な連携を活かした特色ある多様なプログラムを展開しています。その多様性故に、私立大学間あるいは地域との“協力・連携”の可能性は無限と言えます。

本報告書が、各大学における危機管理体制を構築する際の一助となり、大規模自然災害に対する私立大学間や地域等との協力・連携を推進するために役立つものとなれば幸甚です。

平成25年3月

一般社団法人日本私立大学連盟
インテリジェンスセンター
政策研究部門会議
部門長 鎌田 薫

．私立大学間の協力・連携に向けて

大規模自然災害に対しては、個々の大学において事前の備えを怠らないとともに、地域の大学間で日ごろから対話を重ね、それぞれの特性を活かした連携のあり方を模索する必要がある。一方、同一地域の大学は、同時に被災するリスクを抱えていることから、遠隔地の大学間の連携体制も構築していかなければならない。このような連携により、災害対策活動に必要な資源が大学経由で地域に提供される体制を作っていくべきであり、全国的な私立大学の相互支援ネットワークを構築するのが理想である。

本章では、大規模自然災害の発生時に、大学が優先的に取り組むことが求められる分野として、大学の機能を維持するための「危機管理」、学生の修学を保障する「学生支援」、地域社会の防災、復興・復旧拠点として「地域貢献」を掲げ、それぞれの分野で私立大学間の協力・連携の可能性について取り上げる。

1．危機管理

大学は、災害発生時においても大学自身が機能を維持すること、また、もし中断しても可及的速やかに機能を回復させることが求められる。大規模自然災害に対する危機管理体制の整備は、個々の大学がそれぞれの方針のもと、独自に取り組むことが大前提ではあるが、災害の規模や影響が甚大な場合に備え、大学間の協力・連携による集団的危機管理体制の構築が重要である。

(1) 危機管理体制の構築の重要性

大学が災害発生時にその機能を維持し、また回復させるためには、大学(部門)横断的な危機管理体制を固めたうえで業務継続計画(BCP)を立てなくてはならない。そのためには、キャンパス・部署ごとに業務継続マニュアルを作成し、業務継続に必要な資源配分計画等を策定しておく必要がある。加えて、災害を想定した訓練や研修等を継続的に実施し、危機管理対応のノウハウを組織内に蓄積していかなければならない。また、施設等の耐震補強や災害用備蓄など、設備面での対策を考えておく必要がある。

(2) 危機管理体制の構築に向けた大学間連携の可能性

大学が独自の業務継続計画(BCP)を整備し対策を立てておくとともに、大学間で連携し、共有すべき事項やノウハウを準備し、進展状況を共有することでその水準を上げていくことが求められる。これらの対策については、すべての大学が足並みをそろえて実施することは難しいが、各大学の機能を停止させない(重要業務の継続)という基本方針のもとで大学間が協力・連携し、相互扶助の精神による集団的な危機管理体制を構築していくべきであろう。

(3) 危機管理体制の構築に向けた大学間連携の具体的方策

災害対策の共有化

「(1) 危機管理体制の構築の重要性」において述べたように、各大学は、災害対策としてBCPの立案、業務継続マニュアル、必要物資チェックリスト、災害対策危機管理マニュアル等について、事前に検討しておく必要がある。大学特有のBCPは各大学において整備しつつ、ノウハウは大学間で共有するといったような方法で連携しながら、それぞれの施策を補完していくことが効果的である。その際、大学相互で共有すべき最新情報はネットワークを介した電子媒体によって集中管理しつつも、常に紙媒体に出力したものは各大学が保存しておくなどのリスク対応も必要であろう。

応急備蓄物資の共同購入と融通

備蓄物資は、多品目にわたるが、概ね食料品関係、生活必需品関係および資・機材関係に大別される。このカテゴリーのなかで具体的に何が必要な品目であるかは、大学の規模、地理的条件等の諸条件に即して、原則として各大学が独自に決定すべき事柄であるが、災害時の協力・連携のために、大学間において最低限共通で備蓄すべき品目を統一することが望ましい。大学間に共通に備えるべき品目については、賞味期限が設定されている食料品関係の品目についてはその有効利用も併せ検討し、コストと互換性の観点から可能な限り共同購入を模索すべきである。また震災後、大学の施設等が地域貢献に有用であることを考慮すること、とくに学生食堂およびそこで備蓄された食糧の活用も検討されるべきである。その際、ライフラインが遮断されている可能性を視野に入れた対策が必要である。備蓄物資の大学間輸送等に迅速に対応するためのロジスティックスのあり方を含め各大学が備蓄する物資を、被災時には大学間で融通しあうことを事前に検討すべきである。

避難場所・経路の情報共有

いずれの大学においても、発生直後は、各大学における災害対策危機管理の行動基準やマニュアル等に従い、学生等の人命救助を第一義として対応するであろう。被災情報や公共交通機関に関する情報等の交換や共有は、あくまでも通信のためのインフラが復旧してからのこととなるが、同一地域における避難場所・経路の情報は事前に自治体や大学間で共有しておくことが望ましい。

二次災害対策

東日本大震災では、津波に加え、原子力災害による二次災害が大きな問題となり、現在にまで続く影響を及ぼしている。原子力発電所が被災した際に放射能汚染の可能性がある地域に所在する大学においては、その被災を想定し、より長期的なスパンで、どのように行動するか、遠隔地の大学とどのような協力体制がとれるか、などの対策を学内で検討しておくことも事前の準備として必要である。

また、危険物を取り扱う理工系や医歯系の学部等を設置する大学においては、それらの危険物により自らが二次災害の加害者とならないよう、万全の措置と発生時の対策を定めてお

く事が必要である。

災害発生時の情報収集体制

災害発生時の情報共有には、情報を集約する役割を担う組織が必要である。連盟という機関は、その意味で意義を持つが、その役割については第 4 章に移すとして、例えば、被害状況等の正確な把握や滅出した物品等の貸出提供、人的相互支援等において大学間がより有機的に協力・連携するためには、事前に幹事大学を決定しておくことも対策の一つである。災害発生時はその大学が中心となり、情報を集約し共有を図ることなどが考えられる。また、情報集約の中心となる組織が所在する地域が被災した場合も想定し、別の地域においてもそのような組織を定めておくことが望ましい。

私立大学の定型業務の共通化

災害発生時における大学の機能を維持し、迅速に回復させるためには、私立大学の定型業務を可能な限り共通化する方策が検討されても良い。共通業務の定型化が進めば、災害時における教職員の支援活動を効率的かつ円滑に遂行することが可能となる。同時に、教職員等の派遣依頼に迅速に対応できる人的支援のためのホットライン（緊急連絡システム）を整備していくことも必要である。

（4）危機管理体制を支える教職員の協力・連携

以上のように、大学間の協力・連携によって、より有効的な危機管理体制を整備することが可能になる。そのためには、大学間において、日ごろから教職員の災害に対する情報交換と危機感の共有を図るとともに災害を想定した協力・連携のあり方を事前に検討しておくことが肝要である。まずは、大学間で大規模災害を想定した各大学における訓練マニュアルを交換するなどの情報共有から始め、将来的には、個々の大学の枠組みを超えた統一マニュアルを作成し、それにもとづく教職員の研修、さらには共同訓練等を実施していくべきであろう。

2．学生支援

大規模自然災害発生時に、大学は自身の機能の維持・回復を図るとともに、教育機関として、学生の安否を確認し、教育・研究の継続性を確保することが最も重要である。

被災後の対応については、大学の規模、立地、学部構成などによって大きく異なると予想されるが、ここでは、学生支援を中心に、被災後の復旧・復興の過程で大学間の協力・連携が求められる事例を取り上げる。

（1）修学環境の復旧

大学が教育・研究の継続性を確保するために第一に求められることは、まず物理的な条件を速やかに確保することである。震災後はかなり大規模な余震も想定されることから、それらを踏まえたうえで教育・研究の継続もしくは再開が可能か否かを早急に判断し、必要な対応をとると同

時に、その後の他大学との協力・連携の準備を進めるためにも、各大学の具体的情報を持ち寄って検討の機会をもつ必要がある。

この手続きをスムーズに進めるためには、教育・研究についての協力・連携の可能性について事前に十分な話し合いをしておくことが不可欠である。それぞれの大学毎に他大学との協力支援内容も大きく異なると予想されることから、一律の抽象的な連携の枠組みでは、実際にはうまく機能しない可能性が高い。学部構成、地域性などを考慮し、大学間連携の具体的なグループ化を進めておく必要がある。

(2) 教職員の安否確認と復旧に向けた役割分担

物的条件の確保の次に、学生に対する具体的な修学支援を実施するための条件整備として、人的資源の復旧が必要となる。しかし、教職員の安否確認ができたとしても、自宅の被災状況により勤務が困難になることが予想されると同時に、かなりの期間、通勤手段の確保が困難になる可能性がある。この点での復旧については、大学側の努力には限界があり、地域全体の復旧と歩調を合わせざるをえない。

このように、被災後一定期間、復旧のための人的・物的資源の不足が予想され、行政からの支援も期待できないなかで、授業再開に向けた準備を誰がどのように進めていくかについて定めたマニュアルを作成し、予め教職員への周知を図ることが不可欠である。

(3) 修学支援の具体的方策

安否確認システムへの事前登録の徹底

被災学生に対する修学支援については、さらに困難が予想される。まず、各大学での在籍学生の安否確認が不可欠である。教育機関の場合、その責任上、少数であっても安否不明の学生がいる状況で授業を開始することに対して、社会的に許容される余地は小さいと予想される。したがって、各大学でICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)を活用した学生の安否を確認するシステムを構築するとともに、安否確認システムを効果的に活用するため、システムへの学生の事前登録を徹底させることが不可欠である。登録それ自体は、個々人のレベルでは簡単な作業であるが、全員の登録が被災後の大学側の負担を大きく軽減することとなる。

学修環境の確保

学生の安否が確認できたとしても、住居、通学手段の確保が困難となる場合がある。通学範囲内に居住していた学生であっても、一時的に安全な場所に避難する事例が相当数予想され、また、他県等からの出身者は実家や親類宅に避難する可能性が高いため、修学支援については全国規模で協力・連携の仕組みを予め用意する必要がある。

しかし、多様な学生の要望を満たす学修環境を、学生の出身地に期待することは困難であるため、たとえ不十分であったとしても遠隔授業を可能にする条件整備が必要かもしれない。ただし、これについては各大学がそれぞれ独自に遠隔授業を実施することは非効率であるので、共通する科目については単位互換制度を活用し、他大学の遠隔授業であっても受講でき

るような効率的なシステムを構築する必要がある。もちろん、避難先から提携校に通学できる場合には、通常の単位互換制度あるいは科目等履修生制度を活用し、弾力的に運用することでとくに問題はないように思われる。

また、被災地域の大学であっても、被災状況は大学毎に大きく異なり、継続使用が可能な施設がある場合も想定されるため、被災地域で学修を継続する学生に対しては、図書館、情報センターなどを含め学修施設の提供という点での協力の余地は大きいと考えられる。

経済的支援

修学支援の中心的課題である学修環境の確保に向けた大学間の協力・連携の具体的方策の実施にあたっては、その実施にかかる費用を大学間でどのように分担するかについて取り決めておくことも必要となる。

また、被災学生に対する支援としては、並行して経済的支援が不可欠であり、修学の継続を可能にするため、学納金等の減免を含む直接的な経済的支援が求められる。これについては、各大学の被災状況及び財政事情などを反映し、金額の多寡を含め多様な選択肢が用意されることになると予想されるが、学生がどの大学に在籍しているかによって支援の内容に差違が生じることがないように配慮する必要がある。この点については、可能な限り各大学間で共通の支援の枠組みを構築し、その枠組みに沿った十分な公的支援を共同で要請することが不可欠である。

(4) 外国人留学生への対応

東日本大震災の時は、原子力発電所の事故による問題が同時に発生したことから、外国人留学生が多少過剰に反応した面があったように思われるが、大規模災害の発生時における留学生への対応についても、上記の学生への対応が基本となる。しかし、家族や親類から離れた地で、場合によっては日本語が十分ではなかったり、出身国の状況により災害の際にどのように行動すれば良いのかの知識が不十分なケースもあることから、日本人学生以上に丁寧な対応が必要であろう。

基本的には外国人留学生に対する対応は情報伝達の問題に集約できるように思われる。留学生一人ひとりについて、災害発生時に信頼できる情報の提供と対処の方法について、誰が責任を持つかを予め決めておくことが肝要である。チューター制を取っている大学の場合には、その制度を活用することでほとんどの問題に対処できると考えられるが、受入れ形態を含め多様な学生への対応については、事前に学生の状況を的確に把握しておくことが不可欠である。

恐らく、大規模災害発生後、留学生にとって最も深刻な問題は、被災地域以外での住居の確保であろう。一時的に避難するとしても、家族や親類に頼ることができず、費用及び手続きの問題から短期間で安全な場所に住居を移すことには大きな困難が予想される。この点では、大学間で寮・寄宿舎などを融通する形での協力が有効であろう。大都市圏の大学の場合、相当数の留学生が居場所を失う可能性が高いとすれば、最悪の事態を想定して大学間で受入可能人数等について話し合いを進めておくことが必要である。

(5) 行政及び民間への協力要請

東日本大震災の経験から学んだことの一つは、大規模災害の場合、多くの被災者が長期間にわたり全国に分散して避難生活を送らざるをえない状況が発生するということであった。とくに大都市圏で大規模災害が発生した場合には、おそらく東日本大震災の規模を大きく上回る住民が避難生活を余儀なくされ、全国の自治体による支援が不可欠となると予想される。そのため、自治体間での協力体制の整備が求められるが、その一環として避難した学生の学修機会の整備について、大学として予め全国の自治体などに要請しておくことが必要となろう。

大都市圏以外に、約6割が所在する私立大学であるが、近年、とくに地方に所在する私立大学は、入学者数の構造的な低迷により経営的に苦しい大学が増えつつあり、地方の高等教育学修環境の悪化及び大都市圏との格差が拡大しかねない。大都市及び地方中核都市への一極集中が進むなか、防災に向けた協力をきっかけに、地方の活性化のためにも大学、地方自治体及び民間部門が協力し、ICTを活用した教育・学修環境の整備に取り組む必要がある。

(6) 被災教員の研究支援

被災教員の研究活動に対する支援については、基本的には、授業の再開の準備も含め、大学キャンパスにおける研究室を含む研究環境の確保が最優先課題となる。被災による研究室の機器・備品については、日ごろから落下防止の対策をとっておくことで被害を最小限に抑えることが可能である。ただし、理工学部、医学部など、教育・研究に多様な実験機器・装置を使用する分野については、別途の対策が必要となろう。とくに大規模な実験設備・機器などが被災した場合には、短期間に復旧させることが困難な事例も予想される。この場合、大学間での協力・連携が不可欠となる。恐らくこれらの分野では、日ごろの教育・研究活動を通して大学間もしくは教員間での協力関係が構築されていると考えられるので、災害による被害を想定して協力・連携のあり方を事前に検討しておくことが、とくに研究活動の継続にとって有効であろう。

3. 地域貢献

これまで述べてきたように、大規模自然災害に際して大学は、学生の修学支援を継続することが最優先であるが、一方で、地域社会の一員として当該地域の安全確保に当たらなければならない。災害後の復旧・復興に際して、本来業務である教育・研究・医療などを通じた貢献を果たすことは、社会における大学の果たすべき機能として極めて重要であることから、ここでは大学の地域貢献について取り上げる。

(1) 私立大学による地域貢献の可能性

東日本大震災の際、私立大学は、被災地において、その保有するさまざまな資源を動員し、地域に大きく貢献した。今後、大規模災害を想定して、各大学が地域にどのような形で貢献できるかを時間軸にそって考え、地域の特性と大学の能力に応じた貢献を行うことが大切である。大学が期待される機能を有効な形で発揮するためには、地域の住民との間に緊密な協力関係を構築し、地方自治体の地域防災計画等における大学の位置づけを明確にするとともに、関係機関や他大学との間の連携を強化していく必要がある。

(2) 私立大学による地域貢献の具体的方策

専門知識の提供による地域貢献

大学の教職員は、専門的な知識を提供することで地域防災に貢献することができる。

これまで、大学は、とくに地域医療の分野において、災害時に医療関係スタッフを派遣するなどして、地域防災に大きく貢献してきた。大学の医療関係者は、地域内の公的医療機関・民間医療機関とともに、地域の災害医療体制の構築に一層積極的に関わっていくことが期待されている。また、東日本大震災をきっかけとして、大学病院間の広域的な支援体制の必要性が認識され、全国の14の大学病院の間で相互応援協定が締結されたところである。それに加えて、災害医療派遣チームDMATや医療関係の国際NGOとの連携強化も図っていく必要がある。

文化財の保護に関しても、大学に所属する専門家の知識は大きな役割を果たし得る。歴史的構造物の耐震化や防火設備の充実、被災した建築物や美術工芸品の復旧などには、多様な知識や技術の結集が求められ、大学や関連機関の間での綿密な連携が必要とされる。大学を拠点にして歴史防災に関連する学問分野が連携する場を作ることが急務である。

防災政策の展開には広範な知識が必要とされるので、仮に防災の専門家ではなくても、防災計画の策定や減災の推進、復旧・復興といったさまざまな場面において、研究者としての知識が活かされる機会がある。たとえば、被災地が置かれている状況についての実態調査には、豊富なフィールドワークの経験を持つ社会学者や文化人類学者の貢献が期待されるし、被災者のケアには心理学の臨床的な知識を持つカウンセラーの関与が不可欠である。各大学・教職員が地域防災の充実に向けて具体的に何ができるのかを考えることによって、大学・関係機関との間に構築すべき連携の形も見えてくるはずである。

ボランティアによる地域連携

学生は、被災地域における救助・救援や復旧のプロセスにおいて、地域に役立つ活動を自発的に展開する貴重な人的資源である。東日本大震災の際にも、災害発生当日から全国各地の学生たちは、被災地に入って救援活動を展開する準備を進めていた。しかし、防災に関する知識を十分持たない学生が被災地で活動をするのは危険であり、場合によっては現地に多大な迷惑をかけることになる。大学の第一の使命は、学生の安全を守ることである。大学の教職員が日常的に防災知識を身につけ、防災リーダーとして、安全かつ組織的に救援活動を展開できるように学生たちを導くことが大切である。

各大学が学生たちに実践的な防災教育を行うことは難しい。京都市では「学生消防サポーター制度」のもと、学生たちに消防機関が各種講習の受講を促し防災リーダーの育成を図っている。地域の消防機関や他大学との連携を通じて、災害救助や防災ボランティアに必要な知識を身につける「場」を作っていくべきである。

大学施設の提供による地域貢献

東日本大震災の際、石巻専修大学のキャンパスは避難所として地域住民に開放されただけでなく、自衛隊のヘリポート、国際機関の拠点、県の仮事務所など、さまざまな施設として

活用された。このように、大学の施設は、地域の重要な防災拠点となる。災害発生時、大学の体育館や教室は、被災者の避難場所として開放され、情報関連施設は、地域の情報を収集し発信するセンターとして利用される。大学は、地域において防災に関わるさまざまな組織を結びつける「ネットワーク・ハブ」としての役割を期待されている。

各大学は、その施設が被災時に防災の拠点として役立ち得ることを意識して、建物の耐震化などを進め、備蓄体制を整備する必要がある。地方自治体が作成する地域防災計画のなかで、大学や公共機関が施設の特性に応じて機能を分担する体制を予め構築しておくのが理想であろう。

(3) 地域との日常的な協力関係の構築

以上のように、私立大学は地域防災にさまざまな形で貢献することができる。各大学がより質の高い地域貢献を行うには、地域のニーズを吸収しつつ地域住民との間に信頼関係を構築することが前提となる。多くの私立大学には、地域住民との間で良好な関係を維持するために地域連携推進室といった名称の部局が設けられている。地域コミュニティにおいて防災は大きな関心事であり、防災訓練の実施や防災マップの作成などさまざまな活動が展開されているが、地域連携を担当する教職員は、そのような地域防災活動に主体的に参加するべきである。そのような日常的な活動を通じて醸成される信頼関係が、災害発生時、住民と協力して救援活動を展開する際の拠り所となる。

(4) 地域貢献を目指した連携のあり方

非常時に大学が地域に対して確実に貢献することができるように、地方自治体や地域団体との間に協定を締結しておくことが望ましい。石巻専修大学は、2008年に石巻市と包括連携協定を締結し、震災当時「大規模災害時における連携に関する協定書」を締結する予定であった。このような協定書の準備を進めていたことが、被災地における有効な活動の展開につながったという。全国的に大学と地域との間で防災協定や包括協定を締結する動きが見られるが、大学においては、地域連携担当の部署を中心に地元の状況にあった協定のあり方を検討していく必要がある。

また、今後は、地域貢献を意識して大学間の連携を一層強化していくことが求められるであろう。まず、大学として地域に貢献すべき事項を洗い出し、不足する資源を明確にしたうえで、連携先を考えていくべきである。そのためには、後述するように、連盟の役割が重要になってくる。

．私立大学間の協力・連携に向けた連盟の役割

大規模自然災害に関する危機管理については、さまざまな準備をしておくことが求められ、「想定外」という言葉では、危機を回避できない多くのことを東日本大震災から学んだ。

本会議では、各加盟大学による特色に応じた取り組みに加え、個々の大学では実現できない、より有効的な私立大学間における協力・連携のあり方を検討してきた。

その際に、連盟が私立大学間の中心となり協力・連携を支援する仕組みを構築し、実現するところこそが、連盟の担う重要な役割であり、社会への貢献にもつながるとの認識があった。

そこで、本章では、国等への働きかけと私立大学間の協力・連携のための支援について、連盟の果たすべき役割を取り上げる。

１．国等への働きかけ

（１）被災学生に対する支援

教育環境を災害発生以前の状況に可及的速やかに復旧し、教育の継続を保障するためには、まず被災した学生に対する経済的支援が求められる。学生にとっては、住居の崩壊、家計支持者の死亡や行方不明、経済的破綻等の事例が発生すると考えられる。これらの状況に適切に支援できる枠組み作りや準備が必要である。

災害など応急の際、多くの大学で学費の減免や奨学金の給付など学生に対する経済的支援を行っているが、その内容や規模、支援期間についてはまちまちであり、連盟の加盟大学間での緊急時における支援の枠組みを新たに考える必要がある。

東日本大震災の場合、とくに国による公的資金の援助が、平成２３年度補正予算（第１次～第３次）及び平成２４年度予算において約600億円の規模で措置されているが、引き続き、被災学生に対する大学の設置形態による差別なく、修学に必要な支援の拡充・強化など高等教育の学生の７割以上を担う私立大学への財政支援の拡充はもとより、多様で手厚い総合的で複数年にわたる支援の拡充を求めていくべきである。

一方、被災後の義援金の募集と受け入れ等は、個々の大学をはじめ日本私立学校振興・共済事業団や関係機関等が寄付金の募集や修学支援等を行ってきており、東日本大震災の折には、連盟もいち早く義援金の受け入れ窓口を準備した。今後は、被災した加盟大学や私立大学の被災学生を対象とする義援金について、現行の税制上の優遇措置を上回る措置が受けられるようにするとともに、適切に配分していく仕組みも考える必要がある。

（２）被災地域の大学に対する支援

大学の教育研究基盤である施設の災害復旧事業に対する国の支援は、現行制度では国公立大学と私立大学との間で差が設けられている。私立大学は、国公立大学とともに教育基本法及び学校教育法に基づいて公教育を担っていることから、国公立大学の復旧・支援と遜色のない国の施策として、私立大学の災害復旧にかかる経費は、その全額を国費による支援が可能となるよう補助

の実現を求めていく必要がある。

また、私立大学における教育研究施設の耐震化は、国立大学と比較して著しく遅れている。私立大学における耐震化を促進し、安心・安全な教育環境を確保するための取り組みを加速させるための財政支援を可能とする制度改善を求めていく必要がある。各大学は被災地域の自治体等からの要請により、これまでさまざまな取り組みを献身的に行っており、各大学が地域振興のためのセンター的機能を整備し、地域復興の取り組みの継続や一層の充実を図ることができるよう特別な支援が必要となる。

さらに、災害時には地域コミュニティの防災拠点としての役割を担うなど、私立大学等の高等教育機関は地域住民と行政とを結ぶ重要な拠点となる。被災地における避難場所の提供や被災地域からの避難者受入れに伴う経費の支援など、これら被災地における私立大学等の取り組みに対する特別な支援措置を求めていく必要がある。

2．私立大学間の協力・連携のための支援

(1) 情報ネットワークの構築

第 章でも述べたように、災害時においては情報集約発信体制をいかに構築するかが重要課題であり、最も求められるのが、学生や教職員の安否の確認等、被災状況の実態把握や情報の収集と関係者への伝達である。そのためには、連盟が平時から情報ネットワークの整備とその運用方法を準備しておくことが重要である。

各加盟大学をはじめ文部科学省等の関係機関からの情報を連盟に集約し、学生や教職員の安否確認と被害状況等の把握を同時に進め、収集した情報を加盟大学や報道機関、社会に発信していく情報収集・共有のためのネットワークの構築と運用が求められる。

こうした情報の収集や共有の仕組みを事前に整備しておくことが、災害時の混乱を回避することとなり、適切な対応や判断を導くことにつながる事となる。

更にリスク管理の視点では、連盟事務局が被災した際にこれらの機能を維持できるような体制を講ずることも考えるべきである。連盟事務局の業務継続計画（BCP）を策定するとともに、例えば、被災を免れた地域において連盟の役割を継続しうよう、代替となる拠点大学を予め定めておくなどの二重のリスク管理が必要である。

(2) 情報ネットワークの構築に向けての具体的方策

学生や教職員の安否確認

大規模災害が発生した場合には、まず学生、留学生、教職員の安否確認が求められる。この際の問題として、被災地域の情報ネットワークが正常に稼働するにはかなりの時間が要する。また各大学が独自の情報システムで安否確認を行おうとしても電源等の確保ができず、利用が不可能になることなどを考慮し、複数の安否確認の仕組みを考え、学生や教職員に伝えておく必要がある。

携帯電話各社の災害用伝言板の活用、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用、地域を異にする加盟大学間の連携など、連盟としては、阪神淡路大震災や東日本大震

災時の加盟大学の事例等を参考に各大学へ周知し、対応策の構築を促す必要がある。

加盟大学や関係機関との連絡調整

災害発生時にはどのような情報を収集し、共有し、提供していく必要があるのかについて問題を精査し、平時から危機管理のための準備をしておくべきであろう。

連盟として、加盟大学から収集しておくべき情報、また加盟大学に伝えるべき情報の種類や段階を検討、整備しておくことが求められる。そのためには、連盟のみならず加盟大学に対して、平時から提供してもらいたい情報、連盟から提供できる情報の周知を行っておく必要がある。また、連盟のどの部署が加盟大学のどの部署に情報を問い合わせるのかといった属人的なことまで決定し、事前に必要な対応を行っておく必要がある。

さらに、災害によって電源が喪失する可能性や携帯電話の回線が確保できない可能性等を想定し、2次、3次の情報ネットワークを備えておく必要がある。衛星電話やISDN回線の通信網は、災害時の情報収集にとって他の情報手段よりも有効である。情報収集と提供のために連盟と加盟大学間で二重、三重の備えを準備しておきたい。

加盟大学や報道機関への情報発信

災害発生時には、現場は混沌とした状況になる。そうした際に、連盟にアクセスするとどのような情報が得られるのか、また不明な情報を問い合わせることができるなど、連盟における情報提供の枠組みを準備しておくことが求められる。

学生や父母などに情報を広く提供するため、報道機関との情報提供の方法、取材の受け入れ方法などについて、連盟と報道機関との間で事前に協議、検討しておく必要がある。

海外への情報発信

東日本大震災では、原子力災害における情報の混乱により風評被害が生じ、大学全体にも深刻な影響を与えた。私立大学は、在籍する多くの受け入れ留学生や送り出している留学生に対する責任はもとより、正確な大学の被害や復興の状況を世界に発信することが求められる。また、その際には、現状を示す客観情報の他に、各報道機関による情報とは差別化された、大規模震災に向き合う私立大学自らの考え方を海外に発信することが重要である。

その観点においても、加盟大学の多様な情報と人材を最大限に活用できる連盟の発信力への期待は大きい。

(3) 災害時における相互支援協定の締結

第 章で述べた通り、大規模災害が発生した場合、その規模や範囲によりさまざまな問題が発生し、個々の加盟大学が単独では対応しきれない事態が次々と起こってくる。こうした場合には、地域を異にする加盟大学間や、同じ地域であっても軽微な被害の大学、あるいは規模が異なり体力的に強靱な加盟大学などが被災大学を支援し、可及的速やかに災害前の教育環境に復旧できるよう各大学間で協力・連携する必要がある。

また、大学間のみならず、被災者の支援や被災地の復興のためには、地方自治体との連携も必

要となる。

こうした事例は、加盟大学が個々に独自に行うのではなく、連盟が、大学の地域や規模、特色を踏まえたうえで大学や自治体との間の連携が可能となるようコーディネートし、相互支援協定締結をサポートするなど主導的役割を果たすべきといえる。

連盟が協力・連携のための支援体制を構築していくためには、人・時間・コストとさまざまな条件整備が必要となるが、まずは施策を実行に移す第一歩として大学間相互支援協定の締結に向けた準備が進められるのではないか。例えば、専門委員会を組織し、大学の特色、地域性、ニーズ等を把握したうえで、大学連携のグループ化を進めておくことや、ニーズに合致した加盟大学間を仲介し、相互支援協定を締結するまでの橋渡しの役割を果たしていくことは可能であろう。

(4) 平時の業務を通じた環境づくり

連盟は、現在、約300人からなる加盟大学の教職員の協力を得て、各種の委員会等を設置し事業を運営している。機関誌『大学時報』や全国各地で開催する「私立大学フォーラム」等の広報事業における発信力をさらに高め、さまざまな事業を通じて連盟と加盟大学間のコミュニケーションを一層深めていくことが重要である。新たな協力体制等の構築に加え、活性化した加盟大学間の交流と連盟の取り組みにおいて、平時から私立大学の多くの教職員に不断の備えを心がけるよう意識を醸成し、環境を整えていく中心的な役割を果たすことが求められる。

．災害対策の危機管理体制構築に向けて

本章では、加盟大学において危機管理体制を整備するための一助となるべく、私立大学の危機管理体制を整備するために検討することが望ましい項目を、網羅的にチェックリストとしてまとめた。

また、平成23年度財務・人事担当理事者会議が実施したアンケート結果（回答：74法人76大学）において、東日本大震災以後に多くの大学がマニュアルの作成や見直しを検討中とのことであったことから、参考として加盟大学における危機管理に関する規程及び学生に対し配付している対応マニュアルを提示した。

1．災害対策の危機管理体制チェックリストの利用に当たって

チェックリストでは、危機管理体制を整備するために検討することが望ましい項目を「基本方針・体制」「具体的対策」の二つのカテゴリーに区分した。

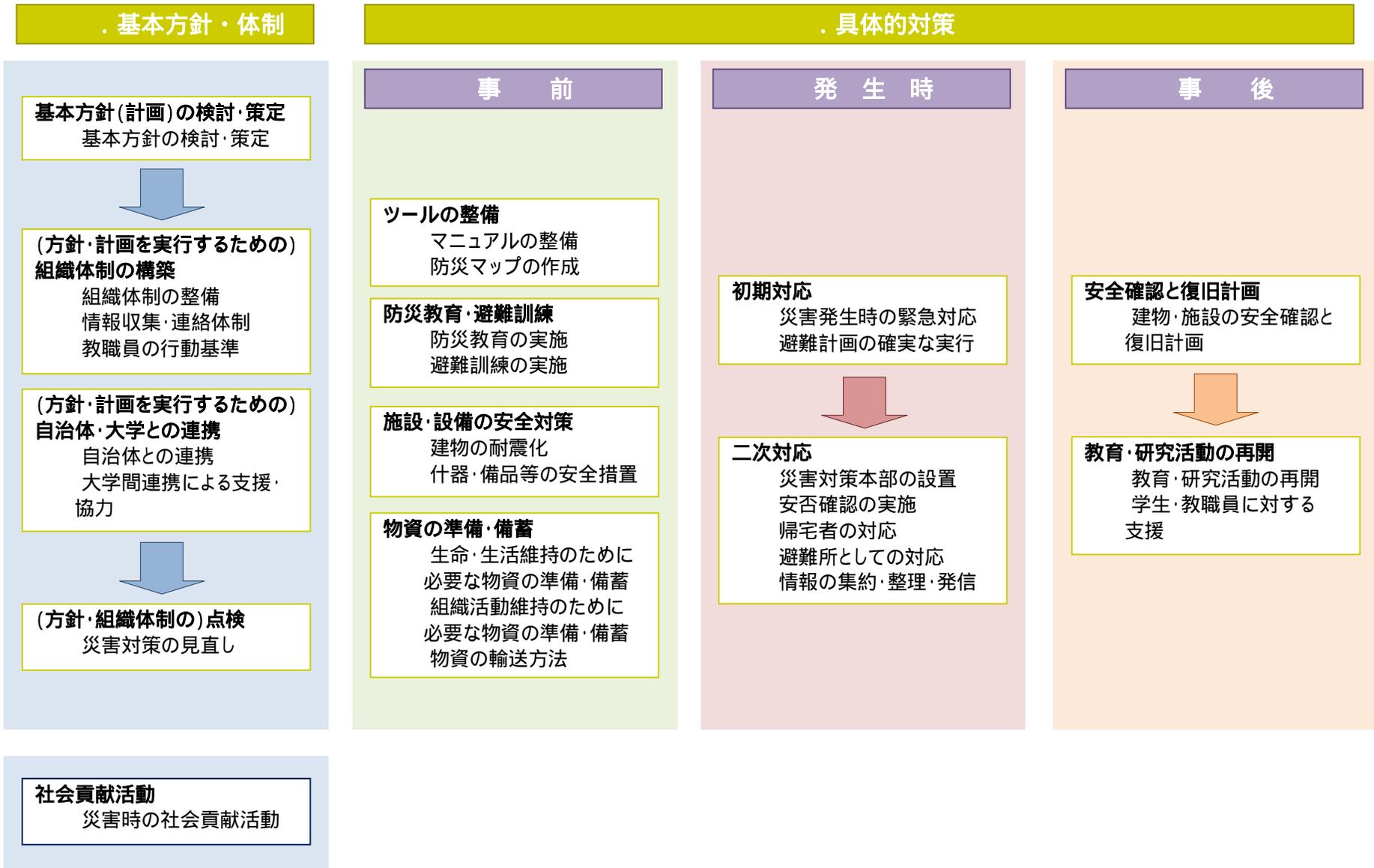
「基本方針・体制」では、災害対策の危機管理体制の構築に向けて必要な基本的考え方や視点を全般的に示し、それに連動した具体策を「具体的対策」で示した。

「具体的対策」では、さらに「事前」「発生時」「事後」に分け、時系列でチェック項目がわかるようにした（「災害対策の危機管理体制チェックリスト（構成図）」参照）。

チェックリストの項目は、基本的（包括的）項目のもとに、その項目の要素となる小項目を例示的に示した。

本チェックリストは、十全な危機管理体制の構築に向け、網羅的に取りまとめたものである。必ずすべての項目を完備すべきというものではなく、各項目は大学の状況に応じて、追加・削除し、活用していただきたい。

2. 災害対策の危機管理体制チェックリスト（構成図）



3. 災害対策の危機管理体制チェックリスト

. 基本方針・体制

基本方針（計画）の検討・策定

基本方針（計画）の検討・策定

災害対策の基本方針（計画）を定めているか。

チェック項目

執行部が関与したうえで策定し、関係者に対して周知し確認を取っているか。
危機管理に関する規程を整備しているか。
業務継続計画(BCP)を策定しているか。

組織体制の構築

組織体制の整備

災害発生時に直ちに災害対策本部が設置する体制を整備しているか。

チェック項目

執行部をトップとした教職員の指示・命令系統を決めているか。
災害対策本部と各部署間の連絡手段・方法を決めているか。
どの部署（誰）が何を担当するか役割分担を決めているか、また責任者を決めているか。
被害状況の情報収集・報告・記録方法を決めているか。
各部署で行った緊急対応について報告することを決めているか。
緊急時の関係機関連絡先一覧を作成しているか。
体制の検討にあたり、災害発生時に想定されるリスクについて洗い出しを行っているか。
報道機関への対応（被害状況の提供、取材対応、会見）を行う部署を決めているか。
学内に災害対策本部を設置できない場合の代替拠点を確保しているか。

情報収集・連絡体制

災害発生時の情報収集・連絡体制を整備しているか。

チェック項目

災害の発見又は情報を入手した場合の伝達方法を定めているか。
執行部・教職員・学生に対する情報発信の手段、方法を定めているか（メール、携帯、Web サイト）。
教職員の参集体制が災害の規模別で定められるなど整備しているか。

教職員の行動基準

災害時の教職員の行動基準を定めているか。

チェック項目

時間別（勤務時間内、出勤中、在宅時）の行動基準を定めているか。
教職員別（教員・職員）の行動基準を定めているか。
安否確認のための緊急連絡先を示しているか。
行動基準を学内に周知しているか、また携行できる様式になっているか。

自治体・大学との連携

自治体との連携

自治体と協定を結ぶなど災害時の協力関係を構築しているか。

チェック項目

自治体、消防、警察署との災害対策に関する情報交換をしているか。
帰宅困難者の受入れの協力・連携について、自治体と事前に相互確認(連携協定の締結)をしているか。
地域、自治体と避難場所や避難経路について事前に相互確認しているか。
備蓄物資の共同購入をしたり、共同管理・利用ができる体制を整えているか。

大学間連携による支援・協力

大学間連携による支援・協力体制を整備しているか。

チェック項目

災害時の支援・協力体制(避難場所の提供、連携大学 Web サイトによる安否確認、滅失した物品の貸出や提供)について協定や覚書を締結し、連携体制を整えているか。
同一地域の大学と連携し、共同訓練や研修、情報交換を行っているか。
被災した学生や教員の学修・勤務支援・協力体制(例:単位互換制度、研究室・事務室の利用)を整備しているか。
マニュアルやチェックリストを大学間で相互閲覧する環境を整えているか。
施設の耐震補強や備蓄の対策について大学間で進捗状況を共有しているか。
リスク対応の高度化に向けた共同研究(検討)を行っているか。

点検

災害対策の見直し

災害対策を見直し、再発防止策を講じることが決めているか。

チェック項目

危機管理や災害対策に関する最新の情報を収集しているか。
被災状況や対応記録をもとに、災害対策を見直すこととしているか。
マニュアルについて、災害発生時に機能しなかった箇所や一定期間を過ぎたものについて適宜見直しを取り決めているか。

社会貢献活動

災害時の社会貢献活動

災害時に社会貢献活動を行う体制、また学生・教職員のボランティア活動を支援する体制を整えているか。

チェック項目

医療スタッフや研究者を派遣し、救援や調査、文化財の保護ができる体制を整えているか。
施設の開放や資源の提供などの支援体制について取り決めているか。
防災に関係する医療スタッフや研究者を派遣し、救援や調査ができるシステムを構築しているか。
学生・教職員がボランティアとして活動する際の支援体制(例:単位認定・ボランティア休暇)を整備しているか。

．具体的対策
1．事前の対策

ツールの整備

マニュアルの整備

災害対応マニュアルを作成し、教職員及び学生に周知・配付をしているか。

チェック項目

災害時の実態に即し、見やすいものになっているか。
地震・津波の対応について何をすべきか具体的に記載しているか。
マニュアルの形式(パンフレット、ポケットサイズ)は使用者別(教職員・学生)に適切に作成しているか。
マニュアルが各教室に備えられているか。
外国人留学生への対応(日本語以外の記載)をしているか。

防災マップの作成

防災マップを作成し、災害発生時の避難経路・場所について教職員及び学生に周知・配付をしているか。

チェック項目

自治体が作成しているハザードマップや大学の立地を考慮したものになっているか。
外国人留学生への対応(日本語以外の記載)をしているか。

防災教育と避難訓練

防災教育の実施

防災教育を実施し、災害発生時の安全確保対策について教職員間及び学生間で共通理解を図っているか。

チェック項目

教職員に対して基本方針、マニュアル、行動基準などを理解させるための研修を実施しているか。
必要に応じて専門性をもった指導者を養成するための研修を実施しているか。
学生に対して防災カードを配付し、防災意識を醸成しているか。

避難訓練の実施

避難訓練を実施しているか。

チェック項目

繰り返し実施しているか。
教職員・学生のみならず、地域と連携した訓練を実施しているか。

施設・設備の安全対策

建物の耐震化

建物の耐震化を進めているか。

チェック項目

昭和 56(1981)年の建築基準法改正以前の建物(増改築)について、耐震改修を実施または予定しているか。
耐震改修が行われていない建物については、耐震診断を受けているか。

什器・備品等の安全措置

設備、什器・備品を固定し、移動、転倒、落下の危険性を減じているか。

チェック項目

キャビネットなど背の高い棚は壁に固定しているか。また、相互に連結、引き出しに留め金等をつけ地震時に開かないようにしているか。

キャビネットの上に大きな(重い)荷物を置かないような仕組みをつくっているか。

コピー機などの事務機や機械設備は床に固定しているか。

研究室にある大型機器や危険な薬品(とくにガス)、放射物質等、危険物の容器が壊れないよう対策をとっているか。

物資の準備・備蓄

生命・生活維持のために必要な物資の準備・備蓄

生命維持、生活維持できる物資や機材を事前に準備、備蓄できているか。

チェック項目

学生、教職員のみならず、帰宅困難者や地域住民の避難も含めた被災者が、災害発生後一定期間、生活維持できる物資の備蓄ができているか。

消費期限のある食料品の備蓄についてその有効利用方法を決めているか。

組織の活動のために必要な物資の準備・備蓄

組織の活動に必要な物資や機材を事前に準備、備蓄できているか。

チェック項目

災害対策本部が機能するために必要な資料(教職員及び学生名簿)、資機材(ラジオ・無線等の通信機器、自家発電機)を準備しているか。

物資の輸送方法

災害時に必要な物資や応援物資の輸送方法が確立されているか。

チェック項目

必要物資や応援物資の輸送に対応するためのロジスティクスを確立しているか。

2. 発生時の対策

初期対応

災害発生時の緊急対応

災害発生時に学生・教職員が緊急対応する（自分の身を守る）ことができるか。

チェック項目

学生・教職員は学内のいずれの場所においても安全な場所を判断し、自分の身を守ることができるか。
教職員は安全な場所を判断し、学生に対し落ち着いて指示することができるか。
構内放送により、災害の発生情報とその後の避難指示を周知することができるか。

避難計画の確実な実行

災害発生時の避難計画が周知され、避難誘導ができるか。

チェック項目

災害に応じた避難計画（避難場所や避難経路を含む）に沿って、教職員が避難誘導をすることができるか。
屋外に避難した場合は、校舎内に学生・教職員が残っているか否かの確認ができるか。
広域避難場所へ避難する場合、目立つ場所に経路を掲示しているか。

二次対応

災害対策本部の設置

災害発生時、直ちに災害対策本部を設置し、対応をとることができるか。

チェック項目

直ちに災害対策本部を設置し、執行部、教職員、学生に必要な情報を伝達することとしているか。
火災、津波、倒壊の安全確認、負傷者の有無の確認を行い、人命の救出、応急手当ができる体制となっているか。
メディア情報による地震の規模や被害状況の確認を行い、避難指示を出すこととしているか。

安否確認の実施

安否確認の方法が確立できているか。

チェック項目

学生、教職員の安否確認システムを構築しているか。
全学生・教職員の安否確認システムへの登録は完了しているか。
安否確認システムが利用できない場合や情報通信が困難な事態を想定した安否確認方法についても取り決めをしているか。
保護者（外国人留学生の保護者を含む）への安否確認の提供方法が定まっているか。

帰宅者の対応

帰宅指示の基準と帰宅者の情報管理の方法が定められているか。

チェック項目

学生、教職員、近隣住民に対する帰宅判断基準が定められ、教職員間で共有しているか。
名簿等を利用し、帰宅者の情報を一元管理することとしているか。
帰宅者のための備蓄(水・食料)の準備を整えているか。

避難所としての対応

学生、教職員、近隣住民、帰宅困難者に避難場所を提供できるか。

チェック項目

学生、教職員の避難場所を決めているか。
近隣住民や帰宅困難者の受け入れ方針(開放場所・開放期間)を決めているか。
近隣住民や帰宅困難者を受け入れる場合の防犯対策の整備をしているか。
避難場所の収容人数を把握しているか。

情報の集約・整理・発信

被災状況を集約・整理し、情報発信することができるか。

チェック項目

被災状況を集約・整理する部署を決めているか。
被災状況に応じて、行政官庁、自治体、報道機関に情報発信することとしているか。

3. 事後の対策

安全確認と復旧計画

建物・施設の安全確認と復旧計画

建物・施設の安全確認と復旧計画を立てることとしているか。

チェック項目

危険箇所への立ち入り禁止措置などの安全策を講じているか。
建物・施設の被災状況の把握と集約方法について取り決めているか。
建物の復旧について、優先順位を決め、復旧計画を立てることとしているか。
施設・物品について、優先順位を決め、修繕・調達を行うこととしているか。

教育・研究活動の再開

教育・研究活動の再開

被災状況を判断し、教育・研究活動を再開する計画を立てることとしているか。

チェック項目

被災状況の程度に応じた授業再開・式典実施の判断基準を決めているか。
被災状況を判断し、仮教室の設置、物品の調達を行うこととしているか。
学生・教職員に対する授業・業務再開の伝達方法を決めているか(通信手段が不通になった場合も含む)。
教育・研究活動再開後のボランティアの受け入れ対応や活動拠点の提供場所について決めているか。

学生・教職員に対する支援

学生・教職員に対するさまざまな対策を講じているか。

チェック項目

被災学生に対する授業料減免措置や奨学金の経済支援策を講じているか。
学生・教職員に対するメンタルケアの対策を専門家と連携して行うこととしているか。
学生・教職員が修学、勤務できる環境(住居・交通)の確保や支援策について取り決めているか。
休講を余議なくされた場合、学生の学修を保障するカリキュラムを立てることとしているか。

参考事例

加盟大学の災害対策危機管理マニュアル等

石卷専修大学防災業務計画

石 卷 専 修 大 学

石巻専修大学防災業務計画

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改正

目 次

第 1 編 総則	1
第 1 節 目的	1
第 2 節 防災管理	1
第 2 編 防火管理対策	1
第 1 節 防火管理者の業務	1
第 2 節 消防機関への報告、連絡	1
第 3 節 防火管理組織	1
第 4 節 防火担当責任者の業務	2
第 3 編 火災予防対策	2
第 1 節 火気使用の制限等の指定	2
第 2 節 臨時の火気使用等	2
第 3 節 施設に対する遵守事項	2
第 4 節 工事人等の遵守義務	2
第 5 節 火災防止対策	3
第 6 節 消防用設備の点検	3
第 7 節 不備欠陥等の整備	3
第 4 編 火災発生時の責任体制	3
第 1 節 火災発生時の組織	3
第 2 節 自衛消防隊の設置	3
第 3 節 隊長及び副隊長の権限並びに任務	3
第 4 節 自衛消防隊の任務	3
第 5 編 震災予防対策	4
第 1 節 震災予防	4
第 2 節 震災発生時の責任体制、組織	4
第 3 節 震災時の活動	4
第 4 節 避難場所	4
第 5 節 帰宅困難者対策	4

第6編	防災教育及び訓練	4
第1節	防災教育の実施	4
第2節	防災教育の内容	5
第3節	防災要員の教育	5
第4節	防災訓練	5
別表1	「防火担当責任組織表」	6
別表2	「災害対策本部組織表」	6
別表3	「自衛消防隊組織表」	7
別表4	「自衛消防隊任務表」	8
別表5	「休日・夜間の自衛消防隊組織表」	8

第1編 総則

第1節 目的

この計画は、石巻専修大学（以下「本学」という。）における防災管理の基本計画を定め、もって火災、震災、その他の災害から身体及び財産を保護し、人的、物的被害を軽減することを目的とする。

第2節 防災管理

防災管理責任者、防火対策責任者（以下「防火管理者」という。）は、次のとおりとする。

(1)防災管理責任者は、事務部長とする。

(2)常時の防火について防火管理者を置く。防火管理者は、事務課長（総務担当）とする。

(3)防災管理の事務所管は、事務課（総務担当）とする。

第2編 防火管理対策

第1節 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

(1)消防計画の作成

(2)消火、通報及び避難訓練の実施

(3)消防用設備等の点検、整備

(4)火気の使用又は取扱いに関する監督

(5)避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

(6)収容人員の管理

(7)その他防火管理上必要な業務

第2節 消防機関への報告、連絡

防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

(1)消防計画の提出（改正の都度）

(2)建物の建築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き

(3)消防用設備等の点検結果報告

(4)消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請

(5)防火教育訓練指導の要請

(6)その他法令に基づく報告及び防火管理に必要な事項

第3節 防火管理組織

火災予防及び地震時の出火防止のため、防火管理者のもとに、防火担当責任者を、別表1のとおり置く。

第4節 防火担当責任者の業務

防火担当責任者は、担当施設の防火監督及び防火管理者の補佐の業務を行う。

第3編 火災予防対策

第1節 火気使用の制限等の指定

防火管理者は火気使用の制限等火災予防の措置について、次のとおり指定又は制限する。

- (1)火気使用設備器具等の使用禁止場所の指定
- (2)工事中の火気使用の制限
- (3)火災警報発令時の火気使用禁止又は制限

第2節 臨時の火気使用等

次の事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡をし、承認を得る。

- (1)臨時に火気を使用するとき。
- (2)各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3)催し物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4)危険物を貯蔵、取扱い、又は種類、数量を変更するとき。
- (5)施設の改装、模様替え等を行うとき。

第3節 施設に対する遵守事項

避難施設、防火施設の機能及び有効な消防活動を確保するため、廊下、階段その他避難に使用する施設については、次のことを遵守する。

- (1)妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないこと。
- (2)床面は避難に支障をきたさないよう保持すること。
- (3)防火扉は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、障害となる物品を置かないこと。
- (4)防火扉に近接して延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

第4節 工事人等の遵守義務

構内で工事を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1)溶接、その他火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者へ提出し、必要な指示を受けること。
- (2)火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3)危険物類の使用にあつては、その都度防火管理者の承認を得ること。
- (4)火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。

第5節 火災防止対策

火災防止のため、次の対策を実施する。

- (1)火災予防上死角となる廊下、階段室、洗面所及び建物の外周部には、ダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2)終業時の教室、建物、門扉等の施錠。
- (3)守衛による巡回は、定時又は必要に応じて行う。
- (4)施錠管理の確認と連絡体制の確立を行う。

第6節 消防用設備の点検

防火管理者は、構内の消防用設備について点検資格者に法令で定められた点検を行わせる。

第7節 不備欠陥等の整備

防火管理者は、前条の点検結果報告に基づく不備欠陥事項について改善計画をたて、速やかに改修する。

第4編 火災発生時の責任体制

第1節 火災発生時の組織

火災が発生した時は、直ちに防災管理責任者は災害対策本部を設置し、同時に自衛消防隊を召集する。災害対策本部の組織は、別表2のとおりとする。

第2節 自衛消防隊の設置

自衛消防隊に隊長、副隊長を置き、組織は、別表3のとおりとする。

第3節 隊長及び副隊長の権限並びに任務

隊長及び副隊長の権限並びに任務は、次のとおりとする。

- (1)隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮命令、監督等の一切の権限を有する。また、消防署との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように務める。
- (2)副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在のときは、その職務を代行する。

第4節 自衛消防隊の任務

自衛消防隊の任務は、次のとおりとする。

- (1)自衛消防隊本部は、実態の把握と防御上の指揮命令、連絡報告体制の確保に当たるとともに、消防署への情報提供体制の確保に当たる。
- (2)自衛消防隊の各係の任務は、別表4のとおりとする。

第5編 震災予防対策

第1節 震災予防

防火管理者は、地震災害予防のため防火各種施設器具の点検、検査に併せ、次のことを行う。

- (1)建物、構築物及び設置物件の破壊、転倒、落下の防止策
- (2)火気使用設備器具等の転倒、落下防止策及び自動消火装置等の作動状況検査
- (3)危険物施設における危険物品等の発火防止等の点検

第2節 震災発生時の責任体制、組織

震災が発生した時は、直ちに防災管理責任者は災害対策本部を設置し、同時に自衛消防隊を召集する。

(災害対策本部及び自衛消防隊の組織並びに任務については、別表2、3、4を参照)

第3節 震災時の活動

震災時の活動対策は、出火防止の措置として、各自が各室の火気使用設備の使用停止を行い、各自が各室の危険物、燃料等の出火防止確認を行う。

第4節 避難場所

震災時の避難場所は、第1駐車場、第2駐車場、グラウンドとする。避難は、消防、警察等関係機関の退避命令及び自衛消防隊長の命令により行う。自衛消防隊長は、避難に際して集合場所を指示すること。

なお、震災により津波警報が発令された場合の避難場所は、2号館及び4号館の2・3階とする。

第5節 帰宅困難者対策

教職員、学生、地域の帰宅困難者に対して、地域住民と協力して大学内に保護する施策を講ずる。ただし、帰宅困難者対策要領は、別に定める。

第6編 防災教育及び訓練

第1節 防災教育の実施

防災教育は、次のとおり実施する。

- (1)防災管理責任者及び防火管理者は、教職員全員に対する防災教育計画を立案し、適宜実施する。
- (2)防火管理者は、新入教職員が採用されたときは、採用後早い時期に防災教育を実施する。

第2節 防災教育の内容

防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1)防災管理に対する意識の高揚
- (2)火災発生時及び震災時の各自の任務
- (3)大規模地震発生への各自の備え
- (4)その他防災に必要な事項

第3節 防災要員の教育

防災管理責任者は、防災要員の教育訓練に当たらせる。防火管理者は、防災要員に対し、防災技術（実務）講習を受講させ、その受講状況を常に把握すること。

第4節 防災訓練

防災訓練は、次のとおり実施する。

- (1)防火管理者は、防災訓練計画を立案し、適宜その訓練を実施する。
- (2)教職員は、防火管理者が実施する防災訓練に協力し、参加しなければならない。

「防火担当責任組織表」

エ リ ア	防 火 担 当 責 任 者	
教室・実験・実習室	事務課長（総務担当、学務担当）	教員
研究室	事務課長（学務担当）	教員
学生会館・体育館	事務課長（学務担当、学生支援担当）	
事務室・会議室	事務課長（各担当）	

「災害対策本部組織表」

火災又は地震等の災害が発生した場合、対策本部を設置する。

対策本部は、自衛消防隊を招集する。

本部長が不在の時は、上位職名順により本部長代行を務める。

対策本部職名	教 員	職 員
本 部 長	学長	事務部長
副 本 部 長	理工学部長 経営学部長	事務部次長
現 場 指 揮	基礎理学科主任 機械工学科主任 情報電子工学科主任 生物生産工学科主任 経営学科主任	事務課長（総務担当） 〔防火管理者〕
本部設置場所	本館 1 階事務室 非常用優先電話を設置	

「自衛消防隊組織表」

自衛消防隊職名	職 員
隊長（本部長）	事務部長
副隊長（副本部長）	事務部次長
指揮・通報班長 指揮・通報班員	事務課長（総務担当）〔防火管理者〕 事務課員（総務担当）
消 火 班 長 消 火 班 員	事務課長（学務担当） 事務課員（学務担当）
避難誘導班長 避難誘導班員	事務課長（学生支援担当） 事務課員（学生支援担当・総務担当）
救 護 班 長 救 護 班 員	事務課長（入試担当） 事務課員（入試担当・学部学科改組申請担当・保健室）

* 自衛消防隊は「石巻専修大学緊急時連絡網」により編成する。

「自衛消防隊任務表」

班 名	任 務
指揮・通報班	1 指揮及び隊長の補佐 2 本部資材の調達 3 消防計画、防火管理台帳、危険物その他の設備資料の準備 4 命令、伝達、情報収集 通報 - 1 消防署への通報・確認 2 校内通報 連絡 - 1 自衛消防隊への情報伝達 2 関係機関（者）への連絡
消火班	1 初期消火 2 延焼防止活動 3 必要に応じて避難誘導
避難誘導班	誘導 - 1 避難者の誘導 2 未避難者、要救助者の確認及び避難状況の本部への連絡 非常口 - 非常口の開放と障害物の除去 避難器具 - 避難器具の操作、誘導
救護班	1 応急救護所の設置 2 応急救護、医療機関への通報、搬送 3 非常持ち出し品の搬出と管理

石巻専修大学災害時対応マニュアル

教 職 員 用

平成 24 年 3 月改訂

石巻専修大学

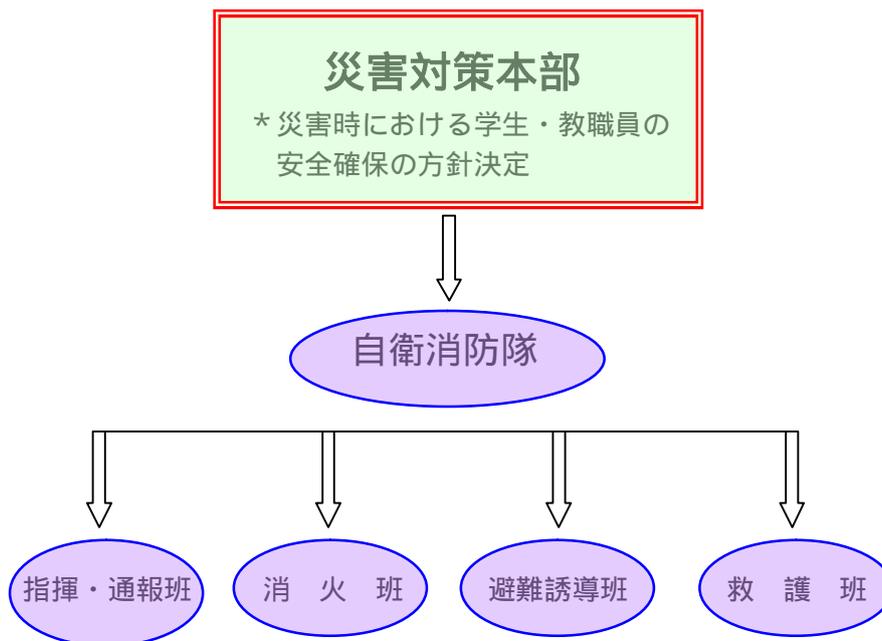
目 次

本学における災害発生時の対策	1
1 防災意識の普及	2
2 防災活動	2
3 防災行動（災害の種類と水準）	2
4 災害発生時の対応・措置	3
(1) 重大な災害が勤務時間内に発生した場合	
(2) 重大な災害が勤務時間外に発生した場合	
5 避難住民の受入れ及び学外からの施設提供要請への対応	4
6 災害発生後の対応・措置	4
(1) 教室にいるとき	
(2) 実験・実習室にいるとき	
(3) 廊下にいるとき	
(4) エレベータに乗っているとき	
(5) 運動場・体育館にいるとき	
(6) 食堂・図書館など	
(7) その他	
7 災害沈静後の対応	5
8 避難後の対応	5
9 避難経路	6
「別表」	
別表1 - 1 「避難経路図（火災および建物倒壊の恐れのある場合）」	7
別表1 - 2 「避難経路図（津波および浸水の恐れのある場合）」	8
別表2 「災害対策本部組織表」	9
別表3 「自衛消防隊組織表」	10
別表4 「防火担当責任者組織表」	10
別表5 「自衛消防隊任務表」	11
別表6 「休日・夜間の自衛消防隊組織表」	11
別表7 「緊急時の対応」	12

本学における災害発生時の対策

- 1 災害が発生した場合は、速やかに「災害対策本部」を本館1階事務室に設置する。
- 2 災害対策本部は、災害が発生した場合、緊急事態に対応するため速やかに「自衛消防隊」を組織し以下の4つの班を編成する。

災害対策組織図



石巻専修大学防災業務計画（添付資料）に基づき、石巻専修大学（以下「本学」という。）の防災対策の基本を以下のとおり定める。

1 防災意識の普及

本学事務部長（以下「事務部長」という。）は、教職員及び学生（以下「教職員等」という。）に防災及び災害に関する知識の啓発及び防災教育を行う。

2 防災活動

事務部長は、災害から教職員等の生命及び身体を保護するため、次のとおり防災活動を実施する。

防災訓練を定期的に行う。

救護・救援訓練を専門家の指導により、教職員等に知識と技術を修得させる。

施設、設備及び土地並びに危険物等の安全対策の措置を講じる。

ア．校舎内外の安全点検を定期的を実施し、異常を発見した場合は速やかに補強、修復する。

イ．校舎内のロッカー、書棚の転倒、落下等を防止するための措置を講じる。

ウ．危険物の保管等は、適正な管理を行い、併せて表示を明確にしておく。

エ．危険物等の在庫数量を的確に把握しておき、管理を徹底させる。

オ．危険状況（気候等）の的確な把握に努める。

情報の伝達方法を整備させる。

ア．学生については、対策本部が連絡方法を整備する。

イ．本学と教職員の自宅等との連絡方法を整備する。

ウ．学外関係機関との情報連絡網を整備する。

エ．連絡手段として、設置可能な通信設備を整備し、連絡番号を周知徹底させる。

避難場所の周知徹底と避難対策を実施する。

ア．廊下等には物を置かない。

イ．避難経路を明確にしておく。

飲料水及び食料等は、災害時に備えて調達対策を講じる。

ア．救援物資搬出入口及び保管のための場所を確保する。

イ．ロープ、懐中電灯など災害時に必要な物品を常備する。

電源確保のために自家発電装置（発電機）の対策を講じる。

3 防災行動（災害の種類と水準）

本学と地域社会に被害をもたらす災害は、「自然災害」と「人為的災害」の二つに大別される。いずれの災害の場合に備えて、本学の施設、環境、連絡・情報システム等の全体に関する安全点検を日常的に実施するとともに、できる限りの予測・予防の措置を講じる。

4 災害発生時の対応・措置

(1) 重大な災害が勤務時間内に発生した場合

避難及び応急措置

- ア．教職員は自ら、又は学生に指示して、火気等を使用中の場合は直ちに安全措置を講じ、安全な場所へ誘導・避難する。
- イ．教職員は、二次災害の発生に注意を払い、校舎内、通路等の安全を確認する。
- ウ．負傷者を発見した場合、教職員は自ら、又は学生に指示して、保健室と連絡をとり、その指示に従う。

災害対策本部の設置及び職務要員の確保

- ア．事務部長は、必要があると認めるとき、又は専修大学理事長および本学担当常務理事から指示があったときは、対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本学学長および事務部長は、対策本部長（以下「本部長」という。）となる。
- イ．本部設置の基準は、原則として以下の災害時における被害状況によるところとする。
 - 地震：石巻市震度5強以上の場合
 - 津波：津波警報が発令された場合
 - 火災：本学より消防通報・消防自動車出動を要請した場合
 - 水害：建物等が冠水した場合
 - 停電：施設等に影響が発生する見込みの場合
- ウ．本部は、本館1階事務室に設置し、校舎が倒壊等により危険な場合は、別な場所に設置し、その場所を直ちに非常放送等により連絡する。
- エ．本部の組織、担当業務、連絡体制及び緊急時の対応は、別表2-7による。
- オ．本部長は、家族、家屋等の安全が確認できた教職員を中心に本部の要員とする。
- カ．本部長は、本部の業務が24時間体制となる可能性が大きいことから、休憩室及び仮眠室並びに寝具等の確保を図り、教職員の心身の健康に留意する。
- キ．本部長は、教職員家族の負傷等の状況に応じて必要な場合は、当該教職員を帰宅させる。この場合、交通、道路事情の情報を的確に把握した後、安全確認の上で対応させる。帰宅した者は、自宅等の応急措置を講じた後、可能な限り早期に職務復帰する。

避難所（学内施設）の提供

本部長は、本学の構成員に対して、安全な施設を可能な限り提供するための指示を行うものとする。

逃げ遅れた人や行方不明者がいるかどうか確認する。

(2) 重大な災害が勤務時間外に発生した場合

事務部長は、必要があると認めるとき、又は専修大学理事長および本学担当常務理事

から指示があったときは、本部を設置する。

本部設置の基準は、原則として以下の災害時における被害状況によるところとする。

地震：石巻市震度5強以上の場合

津波：津波警報が発令された場合

火災：本学より消防通報・消防自動車出動を要請した場合

水害：建物等が冠水した場合

停電：施設等に影響が発生する見込みの場合

本部の組織及び担当業務内容は別に定める。ただし、本部が組織できない場合、本部長は出勤した教職員に対し担当業務の決定を行う。

本部は、本学本館1階事務室に設置し、校舎が倒壊等により危険な場合は、別な場所に設置し、その場所を直ちに非常放送等により連絡する。

出勤する場合の注意

ア．教職員は、家族、家屋等の安全を確認した後、出勤する。

イ．出勤は、交通、道路事情の情報をよく確認し、途中の被災状況を可能な限り把握し本部に報告する。

ウ．24時間体制となることも考えられるので、生活に必要な物を準備しておく。

エ．出勤不可能な教職員は、所管長に報告する。

オ．本部長は、出勤した教職員がそろった段階で業務分担の整理を行い、分担内容に沿って業務が遂行されるよう指示調整する。

逃げ遅れた人や行方不明者がいるかどうか確認する。

5 避難住民の受入れ及び学外からの施設提供要請への対応

近隣の住民が避難してきた場合、本部長は安全な施設を定め誘導し、一時的に緊急避難場所として提供し、直ちに本学理事長にその状況を報告するとともに、避難住民受入れ後の対策について指示を受ける。

6 災害（地震）発生後の対応・措置

大学内では、教職員が学生を避難誘導する。地震の揺れが収まるまで冷静に待機させる。また、周辺がパニックに陥りそうなときは、「落ち着け」「机にもぐれ」など、大きな声でお互いに声をかけ合い、身の安全を確保するように努める。

・行動1：窓際から離れ、机の下等にもぐって身の安全を確保する。

・行動2：安全な状況になったら、以下の措置を講じる。

(1) 教室にいるとき

教員の指示があるまで、むやみに室外に出ないように指示する。

学生を窓ガラスから離れさせる。

窓際にいる学生に、窓ガラスの飛散を防ぐためにブラインド、カーテンを閉め、急いで窓際から離れさせる。

ドア付近にいる学生に、ドアを開け、出口を確保させる。

衣服や持ち物などで頭を覆い、落下物(黒板、TV モニター、蛍光灯など)から身を守るように注意する。

エレベーターは使用しない

屋外に出た場合、建物から離れて行動する。

けが人が発生した場合は協力して安全な場所へ避難誘導させ、応急措置ができる対策を講じる。避難後は、判断状況を的確に行うため、正しい情報を得てから行動する。

(2) 実験・実習室にいるとき

すぐにガスの元栓を閉め火の始末をし、電気器具などの電源は切る。

(揺れが大きく、火の始末が不可能な場合は、まず身の安全をはかる。)

二次災害防止のため、危険物の取扱いには十分注意する。

化学薬品などから火災が発生した場合、天井に火が燃え移っていなければ、揺れがおさまってから消火器で初期消火活動を行う。消火不能の場合は、ただちに部屋のドアを閉めて避難する。

(3) 廊下にいるとき

壁が崩壊する恐れがあるので、壁側には寄らず、近くの部屋(教室等)に避難して机の下などに身を伏せる。

近くに部屋(教室等)がない場合は、落下の恐れのあるものの下から離れ、衣類や持ち物などで頭を覆ってかがみ込む。

(4) エレベータに乗っているとき

最寄りの階のボタンを押して、停止した階で降りる。

途中で停止した場合は、非常ボタンもしくはインターホンで外部に援助を求める。脱出口からむやみに出ようとしない。

(5) 運動場・体育館にいるとき

中央部に集合し座る。

落下物に注意する。

(6) 食堂・図書館など

転倒物(ロッカー・自動販売機・本棚など)から離れる。

使用中の電気製品のコンセントを抜く。

(7) その他

屋外に出た場合は、建物等から離れて行動する。

7 災害沈静後の対応

(1) 避難するときには十分注意しながら行動する。あわてて出口に殺到しない。

(2) 教職員は、学生があわてて出口に殺到しないように避難誘導する。

(3) 負傷者や障害者を優先し、手助けをしながら非難する。

(4) 室内では壁側、廊下では中央をとおり、上下階への移動には必ず階段を使用する。

絶対にエレベーターの使用はさせない。停電した場合は、誘導灯を目印に避難する。

(5) 隣室などを含め、全員退出したことを確認の上、ドアを開放したまま避難する。

ただし、火災が発生している場合は、ドアを閉めて避難する。

8 避難後の対応

(1) 授業中は教員を中心に待機する。

(2) 本部より緊急アナウンスがある場合は、その指示に従う。

9 避難経路

(1) 火災および建物倒壊の恐れのある場合 別表1 - 1

(2) 津波および浸水の恐れのある場合 別表1 - 2

(3) 建物倒壊および津波による浸水の恐れのある場合 裏山(避難経路は別途)

「災害対策本部組織表」

火災又は地震等の災害が発生した場合、対策本部を設置する。

対策本部は、自衛消防隊を招集する。

本部長が不在の時は、上記職名順により本部長代行を務める。

対策本部職名	教 員	職 員
本 部 長	学長	事務部長
副 本 部 長	理工学部長 経営学部長	事務部次長
現 場 指 揮	基礎理学科主任 機械工学科主任 情報電子工学科主任 生物生産工学科主任 経営学科主任	事務課長（総務担当） 〔防火管理者〕
本部設置場所	本館 1 階事務室 非常用優先電話を設置	

「自衛消防隊組織表」

自衛消防隊職名	職 員
隊長（本部長）	事務部長
副隊長（副本部長）	事務部次長
指揮・通報班長 指揮・通報班員	事務課長（総務担当）〔防火管理者〕 事務課員（総務担当）
消 火 班 長 消 火 班 員	事務課長（学務担当） 事務課員（学務担当）
避難誘導班長 避難誘導班員	事務課長（学生支援担当） 事務課員（学生支援担当・総務担当）
救 護 班 長 救 護 班 員	事務課長（入試担当） 事務課員（入試担当・学部学科改組申請担当・保健室）

* 自衛消防隊は「石巻専修大学緊急時連絡網」により編成する。

「自衛消防隊任務表」

班 名	任 務
指揮・通報班	1 指揮及び隊長の補佐 2 本部資材の調達 3 消防計画、防火管理台帳、危険物その他の設備資料の準備 4 命令、伝達、情報収集 通報 - 1 消防署への通報・確認 2 校内通報 連絡 - 1 自衛消防隊への情報伝達 2 関係機関（者）への連絡
消火班	1 初期消火 2 延焼防止活動 3 必要に応じて避難誘導
避難誘導班	誘導 - 1 避難者の誘導 2 未避難者、要救助者の確認及び避難状況の本部への連絡 非常口 - 非常口の開放と障害物の除去 避難器具 - 避難器具の操作、誘導
救護班	1 応急救護所の設置 2 応急救護、医療機関への通報、搬送 3 非常持ち出し品の搬出と管理

「防火担当責任組織表」

エ リ ア	防 火 担 当 責 任 者	
教室・実験・実習室	事務課長（総務担当、学務担当）	教員
研究室	事務課長（学務担当）	教員
学生会館・体育館	事務課長（学務担当、学生支援担当）	
事務室・会議室	事務課長（各担当）	

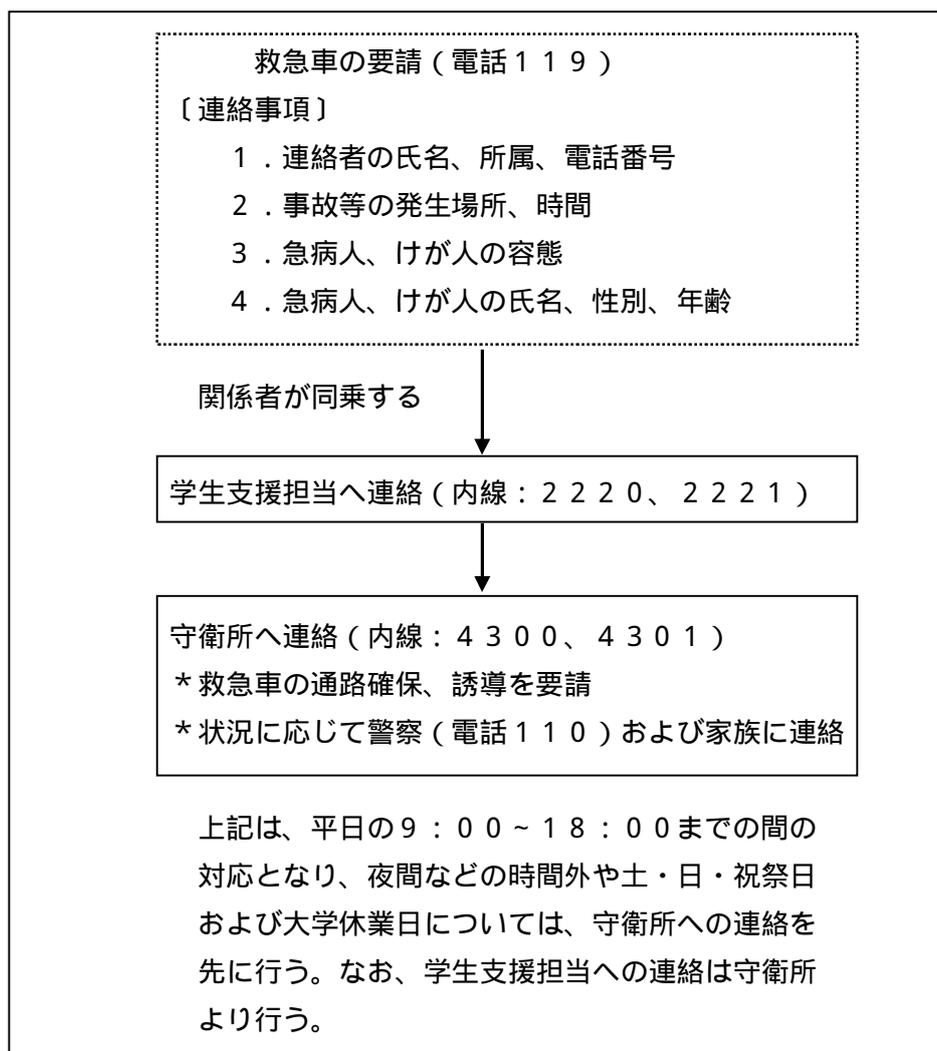
「休日・夜間の自衛消防隊組織表」

緊急連絡体制		
守衛又は中央監視室	事務部長	緊急時連絡網
守衛及び中央監視室の任務 通報連絡、消火、避難誘導		
自衛消防隊は「緊急時連絡網」により編成		

「緊急時の対応」

生命にかかわる重大な状態、または明らかに救急を要する状態にある場合

- | | | | | |
|------------|------------------------|-------|---------|-------|
| 1. 意識不明 | 2. 呼吸困難 | 3. 激痛 | 4. 出血多量 | 5. 骨折 |
| 6. 広い範囲の火傷 | 7. その他（重大な状態・救急を要する場合） | | | |



災害が発生したら

正確な情報を収集する

- 倒れやすいものから離れ、落下物に注意
- むやみに動かず安全を確認する
- 非常口やドア等を開けて避難口を確保
- 避難は徒歩で、荷物は最小限にする(火を扱っている場合は、身の安全を確認した上で火の始末をする)
- エレベーターは使用せず階段で避難(本学のエレベーターは地震が発生した場合、自動的に停止するシステムになっています)
- 正確な情報収集に努め、なるべく1人では行動しない
- 協力し合い負傷者の救護や初期消火に努める
- 家族との安否確認および大学へ安否連絡

日頃の準備

大地震の発生を防ぐことはできなくても、適切な準備を行うことで被害を軽減することができます。どんな備えが必要か考えておきましょう。

- 避難場所の確認(大学付近および自宅周辺等)
- 家族との連絡方法および待ち合せ場所の確認
- 災害伝言サービスの確認と登録(メール宛先等の事前登録が必要)
- 帰宅ルートおよび所要時間の確認(災害時徒歩約2.5km/h)
- 緊急時メモの作成・記入
- 具体的な情報収集手段および緊急避難場所等の確認(大学および通学途中)
- 転倒防止対策や緊急時アイテムの確認
- 大学および友人等への連絡方法の確認およびリスト整備

本マニュアルは、各種端末にも対応しております。パソコンからは早稲田大学総務部環境安全管理課のホームページよりご確認ください。ご家族にも事前にお知らせください。
<http://www.waseda.jp/ecocampus/saf/inschool/jishin.html>
 スマートフォンからも上記ホームページよりご確認ください。緊急時に備え、事前にダウンロードしてください。ダウンロードの方法等、詳細はホームページにてご確認ください。

携帯電話からは、右記のQRコードよりアクセスしてください。緊急時に備え、あらかじめこのページを保存してください。
 ※スマートフォン、携帯電話からのインターネット接続時にはパケット通信料がかかります。



緊急避難アイテム

日頃から携帯しておくこと便利な物

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 現金(小銭も) | <input type="checkbox"/> 身分証明書(免許証など) |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証 | <input type="checkbox"/> アドレス帳(家族、友人の連絡先を記入) |
| <input type="checkbox"/> タオル・ばんそうこう・包帯 | <input type="checkbox"/> 雨具(カッパなど) |
| <input type="checkbox"/> ラジオ・ライト | <input type="checkbox"/> 携帯充電用USBケーブル |
| <input type="checkbox"/> ティッシュ・ウエットティッシュ | <input type="checkbox"/> ポリエチレン製ごみ袋 |
| <input type="checkbox"/> 非常用保温アルミシート | <input type="checkbox"/> 油性マジックペン |
| <input type="checkbox"/> チョコレート・あめなど | |

その他非常時に必要なアイテム

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 貯金通帳 | <input type="checkbox"/> 印鑑 |
| <input type="checkbox"/> 常備薬とその処方箋 | <input type="checkbox"/> 上着・下着・靴下 |
| <input type="checkbox"/> 運動靴 | <input type="checkbox"/> リュック |
| <input type="checkbox"/> 卓上コンロ | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 |
| <input type="checkbox"/> ひも・ロープ | <input type="checkbox"/> ろうそく |
| <input type="checkbox"/> 予備電池 | <input type="checkbox"/> 缶切り・栓抜き |
| <input type="checkbox"/> スリッパ | <input type="checkbox"/> 洗面用具 |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | <input type="checkbox"/> 非常用食料・水 |

その他メモ

※ 記入は油性のペンを使用してください。



学生用

建物の損傷や交通機関に大きな被害がでるような地震(震度6弱程度以上が目安)が発生した場合は、本マニュアルを参考にし、身の安全を守り落ち着いて行動してください。

大学への連絡方法

落ち着いたら大学へ安否を知らせる

※ 電話での報告は極力控えること

インターネットから報告の場合

Waseda-net Portal 左メニュー → 申請フォーム入力 → 「大地震発生時の大学への安否報告」に入力し送信。

はがきによる報告の場合

表題「安否報告」・氏名・学籍番号・本人や家族の怪我の有無・住所・困っていること・自宅や避難場所付近の状況を記入し、以下の宛先へ郵送する。

〒169-8050
 東京都新宿区西早稲田 1-6-1
 早稲田大学○○学部・○○研究科事務所

※ 各学部・各研究科事務所等の指示を優先してください。

家族への連絡方法

NTT 災害伝言ダイヤルサービス

地震など大災害発生時に、安否確認などの電話が爆発的に増加し、つながりにくい状況になった場合、提供されるサービス。

利用方法



事前に記入しておきましょう
 市外局番 電話番号

市外局番 - 電話番号

※ 被災地の方も、被災地以外の方も利用方法は同じです。

- 利用可能な端末 / NTTの一般電話、公衆電話、携帯電話
- 蓄積伝言数 / 1電話番号あたり1~10伝言
- 録音時間 / 1伝言 30秒以内
- 伝言保存期間 / 2日間(48時間*自動消去)

事前の登録が必要です!(事前にテストをしてください)

携帯各社の災害伝言板サービス

大規模災害時に携帯電話から安否確認(安否情報の登録)ができる災害用伝言板サービス。あらかじめ指定したご家族や知人に対して、災害用伝言板に登録されたことをメールでお知らせする機能も提供される。また、インターネットからも安否情報の確認が可能。

各社のQRコードはこちら



- | | |
|---------|---|
| NTTドコモ | http://dengon.docomo.ne.jp/top.gci |
| au/ツーカー | http://dengon.ezweb.ne.jp/ |
| ソフトバンク | http://dengon.softbank.ne.jp/ |
| ウイルコム | http://dengon.willcom-inc.com/ |

緊急時パーソナルメモ

氏名

学部 学籍番号

緊急連絡先

住所

電話番号

生年月日

持病 常用薬

アレルギー

大学にいる時の避難場所

自宅近くの避難場所

家族との待ち合せ場所
 家族と共有しておきましょう

※ 記入は油性のペンを使用してください。

地震発生直後

揺れがおさまったら

落ち着いたら①

落ち着いたら②

地震発生

自分の身を守る

自分のいる場所は安全か？

YES

その場所を動かない

NO

避難場所へ避難

家族への安否連絡

※裏面を参照

自宅に歩いて帰れる？

YES

自宅へ

NO

避難場所へ

安否報告
大学へ

※裏面を参照

ポイント

- 窓や棚、ガラスなど割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れる。
- 机の下などにもぐるか、バッグ・衣類などで頭を覆うなどして、落下物から頭と手足を守る。
- 余裕があれば、ドア付近にいる人は、ドアを開け、出口を確保する。
- 実験中など火気を使っているときは身の安全を確認した上で、火を消す。また、薬品などから離れる。
- 広場やグラウンドなど、落下物がない場所にいる場合は、その場で座り込み揺れがおさまるのを待つ。

大学にいるとき

ポイント

自分自身の心構え

- 冷静に、落ち着く
- 建物の傾き、壁のひびなどを確認
- 火災が起きていないか？火災の場合は自分の身が安全な範囲で周囲の協力を得ながら初期消火。
また、消火が困難と判断した場合は、火から離れる
- 負傷者はいないか？負傷者がいる場合は安全な範囲で周囲の協力を得ながら応急手当をし、事務局へ連絡
- 余震の可能性もあるため、あわてずしばらく様子を見る

避難場所へ移動する判断基準

- ガラス、黒板、テレビなどが倒れるおそれがなく、天井からの落下物や薬品の流出が無いと確認できた場合は、動かない方が安全である。

行動に移るときの注意点

- 火災の場合は煙を吸わないよう、タオルなどで口を覆う。
- どのルートで移動すれば安全か確認し、エレベーターは使わずに階段で移動。

ポイント

避難場所は、広く、火災による延焼のおそれがないところが適しています。
大学ではあらかじめ以下の場所を避難場所として想定していますが、地震時の状況により安全な場所へ避難してください。

- 【早稲田キャンパス】
早稲田キャンパス構内
- 【戸山キャンパス】
戸山キャンパス・戸山公園一帯
- 【西早稲田キャンパス】
戸山公園一帯
- 【所沢キャンパス】
野球場、陸上競技場
- 【材研】
戸山キャンパス・戸山公園一帯
- 【東伏見キャンパス】
グラウンド

ポイント

安全が確認されるまで大学にとどまる
余震が落ち着き、帰宅手段等の安全が確認されるまで無理に帰宅せず、原則として大学や避難場所などにとどまりましょう。
なお、通学途中などに徒歩で帰宅する目安の距離は20km以内とされています。あらかじめ、自宅と大学間の距離や帰宅経路を確認しておきましょう。また、情報収集の際には、チェーンメールやうわさなどにまどわされず、大学や公共機関、テレビ・ラジオなどからの正確な情報を入手して行動しましょう。

2012年4月1日改訂



通学中

- 周辺の状況を注意し、身の安全の確保を最優先とする。
- 塀、電柱、自動販売機などから離れ、落下物にも注意する。
- 被害状況を正しく把握する。
- 事前に家族と相談して決めた避難場所に移動する。ただし、被災場所やその場の状況によっては安全を最優先し別の避難場所へ移動する。
- 避難中は警察や消防の指示に従う。

フリーメモ 緊急時に必要な情報を事前に記入してください

家族の電話番号

☎	☎
☎	☎

- 多くの人が一斉に帰宅すると各所で混雑が発生するため、余裕を持つことも大切。周りの状況を確認してから帰宅しましょう。
- 災害時の歩行速度は約2.5km/時程度、10kmは4時間を要することになります。
- 日後の行動は危険です。夜間は犯罪に巻き込まれる可能性もあるため、1人での行動は避けましょう。

(目安)

月日	日の出	日没
3月20日	05:45	17:53
6月20日	04:25	19:00
9月20日	05:27	17:41
12月20日	06:46	16:31

※悪天候は1時間早く暗くなります。



宮城学院の学生・生徒・園児のための

防災ガイド



学生・生徒・園児及び
家族のための緊急ダイヤル ☎022-279-1311 (24時間受付)

宮城学院

地震編

1) 学校内にいる時に地震が発生した場合

→ 地震が起これば……!

どんなに大きな地震でも地震の揺れは1分程度で収まるので、揺れが収まるまで冷静になり、落ち着いて安全を確保して待機すること。周囲の人たちのことも気遣い、お互いが協力し合い、助け合うこと。



地震発生時

まず、自分自身と周囲の人たちの安全を確保し、決して不必要な大声や悲鳴をあげないこと。避難については教職員の指示に従ってすみやかに避難すること。



1 教室にいる時

- 教職員の指示があるまで、むやみに室外には出ない。
- 出入口付近にいる人は扉を開けて避難口を確保する。
- 窓際やガラス戸付近の人はガラスの飛散による怪我を防ぐためにカーテンを閉め、ガラス戸等からはできるだけ離れる。
- 机の下などに身を伏せて揺れがおさまるまで待つ。
- 転倒物や落下物等には注意し、持ち物や衣類で頭部を守る。

2 廊下にいる時

- ガラスの飛散や天井や壁からの転倒物や落下物等から逃れるため、近くの教室に避難して机の下などにもぐる。

3 実験室等にいる時

- すぐに、火の始末と電気器具の電源を切り、ガス栓は閉めること。
- 発火等の二次災害防止のため、薬品等の危険物の安全確保には十分注意する。

4 講堂・体育館・プール・小ホール・ハンセンホール等にいる時

- 照明器具等が危険なので舞台上からはすぐに避難する。
- 体育館や講堂等の大空間構造(柱や壁などが無い広い部屋など)の天井部は振幅が大きくなることもあるので落下物に注意すること。

5 エレベーターに乗っている時

- 地震や火災等、災害の場合にエレベーターは決して使用しないこと。
- 乗っている時に地震等の災害が発生した場合は最寄の階のボタンを押し、停止した階で降りる。
- 万一、途中で停止した場合は非常ボタン及びインターホンで外部に救助を求めて救助を待つこと。

6 その他の場所にいる時

- 転倒するおそれのあるものや落下の危険のあるものから離れる。
- 火気はすぐに消すこと。
- 使用中の電気器具のコンセントを抜くこと。



地震沈静後

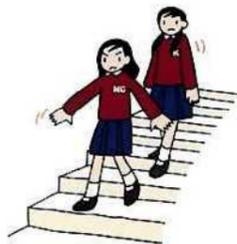
大きな地震の後には余震の可能性が高いので速やかに避難すること。決して不必要な大声や悲鳴をあげないこと。



- 火災が発生した場合は教職員に知らせること。
- 避難は教職員の指示により行い、決してあわてて出口や階段に殺したりしないこと。
- 負傷者や身障者やショックの大きな人をかばい、手助けをしながら避難すること。
- 周囲の部屋などを含め、全員退出した部屋は扉を開放したまま避難する。ただし、火災が発生している部屋の扉は閉めること。

避難

教職員の指示により避難場所(幼稚園は正門脇、中学・高校はグラウンド、大学は中央芝生広場)に避難する。避難の際も頭部を守って“冷静・沈着・速やかに”。



- 階段を避難する場合は、上の階や下の階の人たちも避難するので絶対に押し合ったりせずに順序良く冷静に避難する。
- 幼稚園と中学・高校はクラスごと、大学は学科・クラスごとにまとまり指示があるまで冷静に待機する。
- けが人や応急処置が必要な人がいる場合は教職員に知らせる指示を受ける。
- 逃げ遅れた人や行方不明者がいる場合は教職員に報告する。



2) 中高寮および大学・橄欖寮にいる時に地震が発生した場合

地震が起こったら……!

- 日ごろから、災害の場合の安全対策について意識し、自分の室内の整理整頓や家具等の転倒防止や落下防止の対策を行っておくこと。



地震発生時

- まず、身の安全を確保する。
- 火の始末を行う。
- 部屋及び玄関等の避難出口を確保する。

地震沈静後

- 火災を見つけたら大声で周囲に知らせ、初期消火活動を行う。ただし、炎が天井まで届くようになった場合はすぐに避難する。
- 避難場所は、中高寮はテニスコート、橄欖寮は橄欖寮の駐車場。

避難後

- 寮生全員の安否確認を行う。
- 寮生の安否を寮監に報告する。

3) キャンパス以外にいるときに地震が発生した場合

地震が起こったら……!

- 登下校の途中の場合は、各自の状況判断で自宅へ戻るかそのまま登校するかを決定して行動することとなるので、日頃から家族や友人と災害時の行動や連絡方法について話し合いをしておくこと。



地震発生時

まず、身の安全を確保し冷静沈着に行動すること。

特に注意が必要な事柄

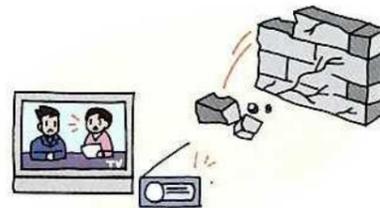
- 乗り物に乗車中の場合は、急ブレーキ、衝突、脱線・転覆、運行不能などに注意する。
- 路上等にいる場合においては、落下物（看板・ガラスの破片・屋根瓦・外壁タイルなど）、転倒物（電柱・塀・自動販売機類など）、垂れ下がった電線、地面の隆起や陥没や亀裂などに注意する。
- 地下は揺れが少なく比較的安全ではあるものの、火災、停電、ガスもれ、大量の漏水など、地下における特殊な危険もはらんでいるので注意する。
- 近づいてはいけない箇所としては、塀のそば、狭い路地、古い建物、海岸、川べり、崖など。

- スクールバス運行中は、地震後に学校と連絡をとりその後の運行を判断します。



地震沈静後

- 大きな災害時に登校の途中から帰宅した場合や、下校時の場合で帰宅することができた際には、できるだけ早く学校側にその連絡をすること。
- 正しい情報（テレビやラジオの放送、市区役所・消防署・警察署などの広報）を得て、デマにまどわされないこと。
- 帰宅が不可能な場合は学校へ戻ること（宮城学院には24時間体制で常時警備員がいるので、遠慮なく、心配せずに学校へ戻ること）。
- 家族や友人および学校に無事の報告を入れること。



火災編

1) 火災が発生した場合

火災が起こったら……!

火災の時はどこにいる場合でも“まず大声で周囲のみんなに知らせること”が大事です。火災が起こった場合、被害を最小限に食い止める対処は「通報(知らせる)」「消火(消す)」「避難(逃げる)」です。



1 学内においては教職員に、寮においては寮監に、自宅やアパートにおいては通行人や近隣などに大きな声で火災を知らせる。



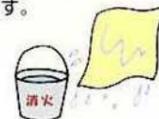
2 消火器や消火栓の取り扱いについては、普段から身につけておくこと。



3 消防署(119番)に連絡すること。



4 炎が天井に燃え移る前の炎が小さい時は、濡らした布・毛布・バケツによる水かけが、消火器や消火栓などによって消火することが可能です。



5 炎が天井までとどいた場合や消火が不可能な場合は、すぐに避難すること。



6 避難する場合は、煙による視界不良や煙を吸い込まないこと等に注意する。



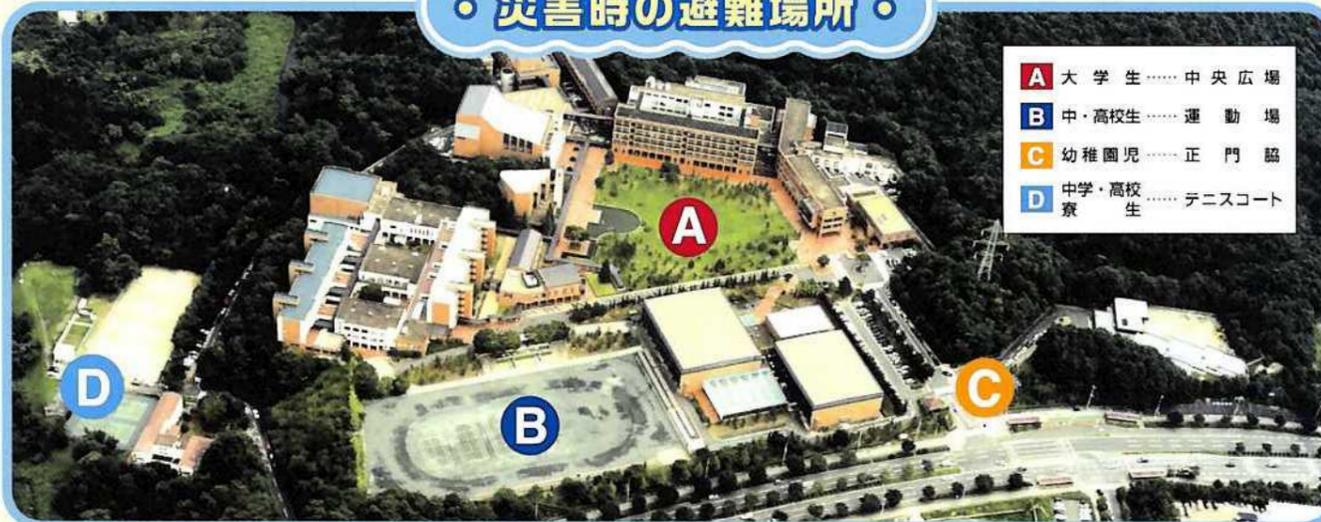
7 逃げ遅れた人がいる場合には、ただちに報告すること。



8 一度避難したら絶対には戻らないこと。



災害時の避難場所



- A** 大学生……中央広場
- B** 中・高校生……運動場
- C** 幼稚園児……正門脇
- D** 中学・高校生……テニスコート裏

防火

防災

防犯

災害に備え、正しい知識と心がまえを!

予測できない事態から身を守るためには、常日頃からの高い意識と、万が一の際も冷静な行動をとることがたいせつです。

1978年6月12日に起こった宮城県沖地震。
マグニチュード7.4(震度5)という未曾有の大地震は
仙台市を中心に甚大な被害をもたらしました。
宮城県沖地震はいつまた起こるとも限らず
近い将来、かつてを超えるような被害をもたらす
大地震が発生する可能性もある、と見る専門家も少なくありません。
もちろん、恐れるべきは大地震の他にもあります。
火災、不審者の侵入など、防災・防備に対する心がまえの重要性は
年を追うごとに高まっている、といっても過言ではないでしょう。
一瞬にして私たちの暮らしを、地域を、崩壊に陥れる災害。
予測できない事態から身を守るためには、常日頃からの高い意識と、
万が一の際もあわてず、油断せずに、冷静な行動をとることがたいせつです。
この冊子は、そうした備えの一助として発行されるものです。
いざ、というときに困らないためにも
適切な対処ができるよう正しい知識を身につけてください。
また、防災訓練・避難訓練には積極的に参加してください。

災害用伝言ダイヤル

伝言蓄積数には限りがあります(最大10件)。緊急以外の利用は控えてください。
一般加入電話(ダイヤル式・プッシュ式)、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)から利用できます。
利用にあたっては、発信場所から被災地までの通話料がかかります。

利用方法 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。
提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTT東日本で決定し、テレビ・ラジオ等で知らせます。

● 伝言の録音方法

171 にダイヤルする

▼ガイダンスが流れます

録音の場合 1

▼ガイダンスが流れます

(X X X) X X X X X X X X

被災地内の方も、被災地以外の方も被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

● 伝言の再生方法

171 にダイヤルする

▼ガイダンスが流れます

再生の場合 2

▼ガイダンスが流れます

(X X X) X X X X X X X X

※録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っているすべての人が聞くことができます。
聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。設定方法等はNTT東日本まで問い合わせてください。

災害にあった時の 応急手当

呼吸の見方

① あごを持ち上げて頭を後ろにそらす。



② ほほを口・鼻に近づけて息の有無を確認し、胸や腹部の動きも

脈の見方

手首の動脈で確認する。



人工呼吸

① 気道を確保する

あお向けに寝かせ、あごを持ち上げ、頭をうしろにそらす。



② 息を吹き込む

(ただし、口に傷や出血がある場合は行わない)

鼻をつまんで大きく口を開けて患者の口を覆い、2秒かけて息を吹き入れる(乳児・小児の場合は2~3秒かけて息を吹き込む)。



③ 吹き込んだ状態を見る

吹き入れるリズムは5秒に1回(乳児・小児の場合は2~3秒に1回)、胸の動きと、吐き出される息を確認。入っていないようなら、もう一度気道をしっかり確保しなおす。



心臓マッサージ

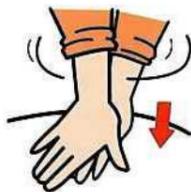
① 準備

平らな場所にあお向けに寝かせ、救助者はその横わきに両ひざ立ちの姿勢をとる。



② 圧迫

胸部の下半分に片手の手のひらの手首に近い部分を当て、その上にもう一方の手のひらを重ねる。ひじを伸ばし、胸全体が3.5~5cm沈むように胸骨を押す。(小児の場合は片手だけ、乳児の場合は2本の指を当て胸の厚さの3分の1程度沈むように押す)。



③ 圧迫

圧迫し終わったら体を起こし、手の力をゆるめる。心臓マッサージと人工呼吸を行う(15:2をくり返す)。



やけど

① やけどは、まず冷やすことが大切。ただちに患部を水につけて十分冷やす。水につけられない場合は、ぬらしたタオルなどを当てて冷やす。



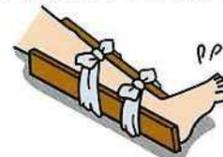
② 衣服の上からやけどしたときは、服のまま冷やす。



③ 水泡をやぶらない。また、患部に衣服がついていても無理にはがさない。

骨折

① 折れた部分の上下の関節を含めて添え木(副木)をあてて固定する。



② 適当な添え木がなければ、手近にある板、棒、段ボール、雑誌などで代用を。



インテリジェンスセンター
政策研究部門会議委員

部門長	かま 鎌 田 た 薫 かおる	早稲田大学	総長
委員	かざ 風 間 のり お 規 男	同志社大学	政策学部教授
	なか 中 村 のぶ ひろ 信 博	福岡大学	教育学修支援室長・商学部教授
	い 井 はら 原 とおる 徹	実践女子学園	理事長
	くら 倉 林 ばやし ま さ と 眞 砂 斗	城西大学	城西国際大学副学長・環境社会学部教授
	ま 真 かべ 壁 とし あき 利 明	慶應義塾	常任理事
	あん 安 蔵 しん じ 伸 治	明治大学	政治経済学部教授
	せき 関 や 谷 のぼる 登	東北学院	常任理事・経済学部教授
	まつ 松 もと りょう ぞう 本 亮 三	東海大学	観光学部長
	たか 高 はし 橋 ゆう こ 裕 子	津田塾大学	言語文化研究所所長・英文学科教授
	し 清 みず 水 さとし 敏	早稲田大学	常任理事

(任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)



日本私立大学連盟